

配置予定技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認について

このことについて、本企業団発注工事における「現場代理人」、「主任（監理）技術者及び監理技術者補佐」（以下、「監理技術者等」という。）について、現場代理人は、「受注者との直接的な雇用関係がある者」、監理技術者等は、「受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係がある者」を配置することとなっています。

この度、マイナンバー法等の一部改正法（令和5年法律第48号）により、令和6年12月2日以降、健康保険被保険者証の新規発行が行われないことを踏まえ、配置予定技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認について以下のとおり取扱うこととします。

1. 雇用期間の要件について

雇用期間の要件は表1のとおりとします。

表1 雇用期間の要件

区 分	雇用期間の要件について
現場代理人	契約締結日に雇用関係があること
非専任の主任技術者	入札の申込のあった日以前に雇用関係があること
専任の主任技術者	入札の申込のあった日以前に3か月以上の雇用期間があること
監理技術者	入札の申込のあった日以前に3か月以上の雇用期間があること
監理技術者補佐	入札の申込のあった日以前に3か月以上の雇用期間があること

※直接的な雇用関係とは、配置予定技術者等とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいい、在籍出向者や派遣社員については直接的な雇用関係にあるとはいえません。

※恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることに加え、監理技術者等と所属建設業者が双方の持つ技術力を熟知し、建設業者が責任を持って技術者を工事現場に設置できるとともに、建設業者が組織として有する技術力を、技術者が十分かつ円滑に活用して工事の管理等の業務を行うことができることが必要であり、公共工事において、元請の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日以前に3か月以上の雇用関係があることが必要です。

2. 雇用関係の確認方法について

現場代理人及び監理技術者等と受注者との雇用関係の確認をするため、雇用関係の確認書類（以下、「確認書類」という。）については表2のとおりとします。

なお、原則として確認書類については、「本人氏名」、「生年月日」、「事業所の所在地・名称」、「資格取得年月日等のわかる部分」、「書類の発行（交付）年月日」以外の項目はマスキングをした上で写しを提出してください。

表2 雇用関係の確認書類

番号	確認書類（証明書類）	雇用開始の認定日	摘要
(1)	健康保険被保険者証の写し (令和7年12月1日まで)	交付日	<ul style="list-style-type: none"> ・所属している事業者名称が記載されているもの ・マイナ保険証・資格確認証は該当しません。
(2)	監理技術者資格証の写し	交付日	<ul style="list-style-type: none"> ・所属している事業者名称が記載されているもの ・有効期限内のもの ・記載事項に変更がある場合は、裏面の写しも提出してください。
(3)	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し	最新の通知書の通知日	
(4)	住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書の写し	最新の通知書の通知日	<ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収義務者用のもの
(5)	給与台帳等給与の支払状況の確認できる書類の写し	給与台帳等の支払い状況による	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員5人未満を雇用する個人事業所（株式会社、有限会社が見つからないもの）又は後期高齢者医療制度被保険者で（2）、（4）によることができない場合のみ ・受注者の記名押印したもの ・後期高齢者医療者制度被保険者の場合、後期高齢者医療制度被保険者証の写しも併せて提出してください。
(6)	雇用証明書等の写し	証明日から3か月以内のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用証明書等の写しについては、氏名、事業者名称、証明者、証明日、雇用形態、雇用開始日の記載があり、代表者印が押されたものを提出してください。

3. 確認書類提出にあたっての注意事項

- (1) 令和6年12月1日時点で有効な健康保険被保険者証については、その有効期限まで（最長令和7年12月1日まで）は、従来通り雇用関係の確認書類として添付することができます。
- (2) 被保険者証の写しについて、個人情報保護の観点から保険者番号及び被保険者等記号・番号、QRコード等にマスキングを施してください。
- (3) 小規模工事については、確認書類を企業団監督員に提示してください。

4. 適用年月日

令和7年2月1日以降に雇用関係の確認を行う工事から適用する。